少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和三年五月二十日

参

議

院

法

務

委

員

会

政 府 及 び 最高 裁 判 所 は、 本 法 0 施 行に当 」たり、 次 0 事 項 に つい て 格 段 0 配 慮 をす べ きで あ る。

+ 八 歳 及 び + 九 歳 0) 者 は、 類 型 的 に 成 長 発 達 途 上 に あ 0 7 可 塑 性 を 有 す る 存 在 で あ ることか ら、 引 き 続

き少 年 法 \mathcal{O} 適 用 対 象と 位 置 付 け ることと L た 趣 旨 を 踏 ま え、 少 年 \mathcal{O} 健 全 な 育 成 を 期 す るとす る 法 \mathcal{O} 目

現 行 \mathcal{O} 原 則 逆 送 対 象 事 件 に 0 7) 7 は 家 庭 裁 判 所 が 犯 情 及 \mathcal{U} 要 保 護 性 に 関 す る 様 々 な 事 情

び

理

念

に

合

致

L

た

運

用

が

行

わ

れ

る

ょ

う本

法

0

趣

旨

0

周

知

に

努

め

ること。

に

0

1

て

+

的

及

分 な 調 査 を 行 0 た 上 ک れ に ょ ŋ 判 明 L た 事 実 を 考 慮 L て、 検 察 官 に 送 致 す る か どう か \mathcal{O} 決 定 を 行 0 て 1

ること を 踏 ま え、 新 た に 原 則 逆 送 \mathcal{O} 対 象 と な る 罪 \mathcal{O} 事 件 に は 様 々 な 犯 情 \mathcal{O} t \mathcal{O} が あ ること に 鑑 み、 家 庭 裁

判 所 が 同 決 定 を す る に 当 た 0 て は き 8 細 か な 調 査 及 び 適 正 な 事 実 認 定 12 基 づ き、 犯 情 \mathcal{O} 軽 重 及 び 要 保 護

性 を + 分 に 考 慮 す る 運 用 が 行 わ れ る ょ う 本 法 \mathcal{O} 趣 旨 \mathcal{O} 周 知 に 努 \emptyset ること。

三 + 八 歳 及 び + 九 歳 \mathcal{O} 者 0) 健 全 育 成 及 び 非 行 防 止 0 た め に は 早 期 0 段 階 に お け る 働 き 掛 け が 有 効 で あ

る

ことに 鑑 み、 少 年 非 行 対 策 及 び 福 祉 支 援 策 に お け る 関 係 府 省 庁 \mathcal{O} 連 携 協 議 \mathcal{O} 枠 組 4 を 強 化 す る と と ŧ に、

関 係 諸 機 関 寸 体 等 と 有 機 的 に 連 携 L 0 つ、 適 切 な 保 護、 支 援 を行 う た 8 \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 層 \mathcal{O} 推 進 を 义 ること。

兀 罪 を 犯 L た 者 とり わ け + 八 歳 及 び + 九 歳 な سلح 0) 若 年 者 0 社 会 復 帰 0 促 進 を 図 る た め、 前 科 に ょ る 資 格

制 限 \mathcal{O} 在 ŋ 方 に 0 1 て、 対 象 業 務 \mathcal{O} 性 質 B 実 情 等 を 踏 ま え つ つ、 府 省 庁 横 断 \mathcal{O} L カコ る べ き 場 を 設 け る な

L て、 政 府 全 体 と L 7 速 P カュ に 検 討 を 進 め、 そ \mathcal{O} 結 果 に 基 づ V て、 法 改 正 を 含 8 必 要 な 措 置 を 講 ずること。

五 特 定 少 年 \mathcal{O} لح き 犯 L た 罪 に 0 1 て \mathcal{O} 事 件 広 報 に 当 た 0 て は 事 案 \mathcal{O} 内 容 B 報 道 \mathcal{O} 公 共 性 \mathcal{O} 程 度 に は 様 Þ

な ŧ \mathcal{O} が あ ることや、 イ ン タ ネ ツ 1 で \mathcal{O} 掲 載 に ょ ŋ 当 該 情 報 が 半 永 久 的 に 閲 覧 可 能 と な る こと を Ł 踏 ま

え、 11 わ ゆ る 推 知 報 道 \mathcal{O} 禁 止 が 部 解 除 さ れ た _ لح が 特 定 少 年 \mathcal{O} 健 全 育 成 及 び 更 生 \mathcal{O} 妨 げ と な 5 な 1 ょ

う 十 分 配 慮 さ れ な け れ ば な 5 な 1 ことの 周 知 に 努 \Diamond ること。 ま た、 1 ン タ] ネ ツ 1 を 悪 用 L た 人 権 侵 害 対

策への取組を推進すること。

六 少 年 事 件 12 関 す る 事 件 広 報 に 当 た 0 7 は 被 害 者 及 び そ \mathcal{O} 家 族 遺 族 \mathcal{O} 名 誉 又 は 生 活 \mathcal{O} 平 穏 が 害 さ れ る

こと \mathcal{O} な 1 ょ う + 分 配 慮 さ れ な け れ ば な 5 な 1 ک لح \mathcal{O} 周 知 に 努 め ること。

犯罪被害者支援を充実させる観点から、 真に 援 助 が 必 要 な 犯 罪 被 害 者 が 早 期 0 段 階 か ら弁 護 士: に よる 支

七

援を受けるため \mathcal{O} 弁護 士 費用 \mathcal{O} 援 助 を始 \Diamond とす る 充 実 し た 法 的 支援 0 方 策に つ ١, て、 担 V 手 で あ る 日 本 弁

護士連合会や日 本司 法 支援セン タ と連 携 し、 引き続き検 討 すること。

八 可塑性を有することなどの 特定少 年 . О 特 性を踏まえ、 検察 官 送 致 決定 だされ た事件にお (1 て、 特定少 年

に対する被疑者取調べ が · 適 正 一に行 われるよう、 必 要な検討を行うこと。

右決議する。